



性別による無意識の思い込みはありませんか？ チェック ☒ してみましょう！

☐

家事・育児・介護は女性がすべきだ。

☐

男性は人前で泣くべきではない。

☐

自治会の役職・仕事は男性の方が向いている。

☐

女性は結婚するから、仕事の収入にこだわらなくてよい。

☐

男性は論理的で、女性は感情的である。

☐

仕事よりも家庭を優先する男性は、信頼できない。

☐

女性には女性らしい感性があるものだ。

☐

女性に理系の進路（学校・職業）は向いていない。

☐

祭りや集会での食事の準備や配膳は女性がふさわしい。

チェックの数	あなたの思い込み度
0～1	性別による思い込みが少なく、柔軟な考え方の持ち主です。
2～4	やや性別による思い込みがあるようです。自身の考え方を少し点検してみましょう。
5～9	性別による思い込みに囚われていませんか？自身の考え方について振り返ってみましょう。



今日からできる！ 男女共同参画への第一歩

・観察する

家庭・地域・学校・職場など、身近な環境で男女共同参画は実現できていますか？ 役員などの男女の割合が偏っていないか、性別を理由に役割が決められていないかなど、周囲を観察してみましょう！



・言葉を変える

日頃、何気なく使っている言葉にも、これまでの社会の習慣やしきたり、また、性による固定化されたイメージが色濃く反映されている場合があります。表現しようとする言葉が社会の変化に対応しているか、人権に配慮できているか見直してみましょう！

【例】・父兄 → 保護者

- ・女医、女子アナ → 医師、アナウンサー
- ・男/女なら～すべき、男/女のくせに、などの性別による先入観に基づく発言をしない



・行動する

普段なんとなくしていた行動を見直してみませんか？
「家事は妻任せだったけれど、自分も家事をやってみよう！」
「今までのリーダーは男性だったけれど、女性の私もなってみたい！」
もし、すぐに行動することができなくても、性別に縛られずに行動する人のことを応援しましょう！



問いかけ

- ・あなたは性別を理由に生きづらさを感じたことはありますか？それはどんなことですか？
- ・男は仕事・女は家庭のような性別による無意識の思い込みに気付いたことはありますか？それはどんなときに感じましたか？



《関連する法律》

- ・男女共同参画社会基本法【平成 11 年（1999 年）】
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【平成 13 年（2001 年）】
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律【令和 6 年（2024 年）】

